○　売り場への案内の要望があった場合は目的の場所へ案内する。また一般的な案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
○　疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
○　障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す。
○　小売事業者による商品宅配時において具体的要望があった際に、品物を家の中の指定されたところまで運ぶ。
（意思疎通の配慮の具体例）
○　筆談、読み上げ、手話、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）等のコミュニケーション手段を用いる。
○　要望があった際に、文書記載事項を読み上げる。
○　意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
○　書類記入の際に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達する。また要望があった際に、書類の内容や状況に応じて、代筆にも対応する。
○　比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。
○　知的障害者から申し出があった際に、２つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また紙等に書いて伝達する場合には、分かち書き（文を書く時、語と語の間に空白を置く書き方）を行うよう努める。
○　パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。
○　注文や問合せ等に際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにする。
○　店舗において障害者と話す際は、相手と１ｍ位の距離で、相手の正面をむいて、顔（口）の動きが見えるように話す。
○　商品の色や形状、内容物等について説明の要望があった際に、具体的にわかりやすく説明を行う。
○　精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等に書く、絵カードを活用する等して示すようにする。
○　お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。
（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）
○　順番を待つことが負担となる障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
○　立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
○　他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、コミュニケーションに支障が出る等の場合には、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
○　展示会等開催時の入退場に支障が生じるような場合には、一般入場口とは別に専用口を設ける。
○　スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
○　資格試験等を受験する際や学習塾等での座席は、必要なスペースを確保する。
○　セルフサービスのガソリンスタンドにおいて、要望があった場合には、安全に配慮しつつ給油に協力する。

以上

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７７号
宮崎県都城市鷹尾４丁目12街区24号　ウェルドミール鷹尾101号
債務者　松田　律子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第７８号
鹿児島県姶良市西餅田3315番地　県営俵原団地６棟502号
債務者　神宮司まどか（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
鹿児島県霧島市国分向花町３番36号　エスペランサⅡ206号室
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
鹿児島県姶良市上名1976番地
債務者　生永みどり（旧姓榎田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
富山市上赤江町１丁目17番１－109号　市営住宅
債務者　和嶋　麻美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１９号
千葉県柏市高南台３丁目12番地１　サンビレッジ沼南１－103号
債務者　水島　宏明
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３９号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目13番20－301号
債務者　矢鍋　正美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部